

令和6年度第4回総会（月例）議事録

日 時	令和6年7月29日（月） 午前10時開会
場 所	市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
出席委員 （17名）	上入來 幸一（会長） 仮屋 幸孝（会長代理） 弟子丸 宗一（運営委員） 有村 伊智博 池田 晃 園山 一則 豊留 辰男 鳥丸 俊秀 永尾 寛 中村 秀彦 鳩宿 隆雄 枇榔 稔 福永 大悟 穂満 和廣 堀之内 薫 本多 剛 横峯 明人
欠席委員 （2名）	岩元 節朗 上四元 正昭
事務局	事務局長 種村 主 幹 竹之内 支局主任 濱畑、陣ヶ尾、小山田、山下、山崎、山中、児之原、栗須 専門員 高山、指宿、有馬、新村、吉満、折田、渡邊、真方、福元 主 査 安樂、上崎 主 任 矢崎、米倉
農政総務課	主 査 神崎 技 師 井手
議 題	1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地転用事業計画変更に関する件 3 農地法第4条許可申請に関する件 4 農地法第5条許可申請に関する件 5 非農地認定に関する件 6 農用地利用集積計画に関する件 7 地域計画に係る意見書に関する件 8 農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件 9 鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について
報告事項	1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 国土利用計画法による届出・土地に関する調書について 3 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 4 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 5 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 7 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について 7 農地パトロールについて 8 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>開 会 (午前10時)</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和6年度第4回総会を開催いたします。</p> <p>まず、事務局から連絡事項があります。</p> <p>資料の修正をお願いいたします。</p> <p>議案書21ページ、申請番号7番の案件につきましては議案書発送後取下げとなりましたので、削除をお願いします。</p> <p>これに伴い、申請件数が変更となりましたので、議案書表紙、議題6「農用地利用集積計画に関する件」の件数、21件を20件に変更をお願いします。</p> <p>また、この申請の取り下げにより、17ページの農用地利用計画集計表が修正となっております。総会前に配布いたしました集計表に差し替えをお願いいたします。</p> <p>続いて、表紙裏の調査委員・発表委員一覧をごらんください。</p> <p>伊敷の発表委員「有村伊智博委員」を「豊留辰男委員」、調査委員の「豊留辰男委員」を「有村伊智博委員」に修正をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。</p> <p>19人中17人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>なお、欠席届が、岩元委員、上四元委員から出されています。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、豊留委員、鳩宿委員をお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせします。</p> <p>議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」及び議題6.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくをお願いします。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>

議 題	
議題 1. 農地法第 3 条許可申請に関する件 1 ページ～ 3 ページ 1 3 件	
議 長	<p>それでは、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>1 ページ、番号 1 号につきましては、2 番委員自身が申請代理人、番号 4 号につきましては、1 8 番委員自身が、申請人となっている案件でございます</p> <p>従いまして、2 番委員、1 8 番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により、議事に参与することができませんので、順次しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>まず、2 番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（2 番委員離席後）</p> <p>それでは、本局、1 7 番委員お願いします。</p>
1 7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 1 号、申請理由：労力不足、相手要望、権利の種別：賃貸借権、期間：5 年。</p> <p>この件について、補足説明いたします。</p> <p>借人は、現在の経営農地はありませんが、本人および農業に従事する世帯員に 1 0 年以上の農作業経験があるため、新規就農には該当しません。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料 1 の 1 ページにありますように、今回の第 3 条案件は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目直しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」番号 1 号につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>次の案件の審議に入ります前に、2 番委員におかれましては、ご着席をお願いします。1 8 番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（2 番委員着席、1 8 番委員離席後）</p> <p>それでは、伊敷、1 3 番委員お願いします。</p>

1 3 番 委 員	<p>ご報告します。 番号4号、申請理由：農業廃止、規模拡大、権利の種別：所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。 別冊資料1の7ページにありますように、今回の第3号案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」番号4号につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。 残りの案件の審議に入ります前に、18番委員におかれましては、ご着席をお願いいたします。 (18番委員着席後) それでは、審議に戻ります。 まず、谷山、14番委員お願いします。</p>
1 4 番 委 員	<p>ご報告します。 番号2号、申請理由：労力不足、相手要望、権利の種別：所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、13番委員お願いします。</p>
1 3 番 委 員	<p>ご報告します。 番号3号、農業廃止、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、15番委員お願いします。</p>
1 5 番 委 員	<p>ご報告します。 番号5号、その他、その他、所有権移転、共有物分割。 番号6号、その他、その他、所有権移転、共有物分割。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、桜島、事務局お願いします。</p>

桜島支局	<p>ご報告します。 番号7号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。</p>
議長	<p>次に、喜入、1番委員お願いします。</p>
1番委員	<p>ご報告します。 番号8号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 この件について補足して説明します。 譲受人は、現在の経営農地はありませんが、以前より営農を行っていることから、新規就農には該当しません。 番号9号、相手要望、新規就農、所有権移転、売買。 番号10号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号11号、農業廃止、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議長	<p>次に、松元、17番委員お願いします。</p>
17番委員	<p>ご報告します。 番号12号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 この件について補足してご説明申し上げます。 譲受人は、現在の経営農地はありませんが、5年以上の耕作経験があることから、新規就農には該当しません。 番号13号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」11件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>

議題2. 農地転用事業計画変更に関する件 4ページ 1件	
議 長	<p>次に、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」を審議します。</p> <p>議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」喜入の番号1及び議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」喜入の番号14号の案件が、この事業計画変更に関連するので併せて、審議していただききたいと思います。</p> <p>それでは、喜入、1番委員お願いします。</p>
1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、変更前：資材置場988.00㎡、変更後：宅地分譲4区画1, 153.00㎡、申請事由：資材置場として利用予定であったが、収益増加及び経営安定を図るため、特定建築条件付土地として整備するもの。権利の種別：所有権移転、許可日：令和6年1月39日、許可番号：農委第0575-11号。</p> <p>番号1は5ページの第4条番号1、10ページの第5条番号14と関連がありますので、併せて読み上げさせていただきます。</p> <p>5ページです。</p> <p>番号1号、用途・施設：宅地分譲4区画1, 153.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…他人畑、西…宅地、南…市道、北…水路、境界…コンクリート擁壁、土留、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>10ページです。</p> <p>番号14号、用途・施設：宅地分譲4区画1, 153.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…渡人畑、西…宅地、南…市道、北…水路、境界…コンクリート擁壁、土留、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、権利の種別：所有権移転売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条、第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」1件につきましては、原案どおり承認するものと決定いたします。</p> <p>また、議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」番号1号及び議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」番号14号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>

議題 3. 農地法第 4 条許可申請に関する件	
5 ページ 1 件	
議 長	次に、議題 3. 「農地法第 4 条許可申請に関する件」の 1 件ですが、先程、議題 2 と併せて審議が終了しております。
議題 4. 農地法第 5 条許可申請に関する件	
6 ページ～14 ページ 27 件	
議 長	次に、議題 4 「農地法第 5 条許可申請に関する件」を審議します。 先ほど喜入の 1 件につきましては、議題 2. 「農地転用事業計画変更に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の 26 件について審議していただききたいと思います。 まず、谷山、14 番委員お願いします。
14 番委員	ご報告します。 番号 1 号、用途・施設：資材置場 255.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…市道、西…渡人畑、南・北…雑種地、境界…土留、雨水…自然流下、権利の種別：所有権移転、売買。 番号 2 号、住家 1 棟 91.28㎡、庭敷地等 158.72㎡、東・南…宅地、西…水路、北…農道、境界…ブロック積、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 番号 3 号、住家 1 棟 62.84㎡、庭敷地等 164.83㎡、東…他人田、西…河川管理道路、宅地、南…貸人畑、北…宅地、水路、境界…ブロック積、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。 番号 4 号、住家 1 棟 100.20㎡、庭敷地等 100.05㎡、東…私道、西…宅地、他人田、南…宅地、北…市道、境界…ブロック積、コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 番号 5 号、住家 1 棟 104.30㎡、庭敷地等 116.70㎡、東…市道、西・北…貸人畑、南…他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。 番号 6 号、駐車場 437.58㎡、東・南…宅地、西…河川管理道路、北…県道、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。 番号 7 号、宅地分譲 2 区画 425.00㎡、東…宅地、西・南…渡人畑、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 番号 8 号、宅地分譲 2 区画 498.00㎡、東・南…渡人畑、西…農道、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、伊敷、13 番委員お願いします。

1 3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号9号、建売住宅2棟136.21㎡、通路300.00㎡、庭敷地等481.05㎡、東…渡人畑、西…県道、北…渡人畑、宅地、境界…ブロック積、雨水…県道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、4番委員お願いします。
4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号10号、住家1棟105.99㎡、庭敷地等338.01㎡、東…水路、西・南…市道、北…他人田、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号11号、駐車場125.00㎡、倉庫1棟20.00㎡、通路等584.00㎡、東…山林、市道、西…宅地、他人畑、南…市道、北…山林、境界…土留、雨水…市道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、1番委員お願いします。
1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号12号、住家1棟108.47㎡、庭敷地等317.53㎡、東・西・南…宅地、北…県道、境界…ブロック積、雨水…県道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号13号、住家1棟92.33㎡、庭敷地等175.67㎡、東・南・北…宅地、西…私道、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、17番委員お願いします。

17番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号15号、宅地分譲4区画732. 39㎡、通路等281. 24㎡、東…宅地、県道、西・北…宅地、他人畑、南…宅地、境界…ブロック積、雨水…県道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>番号16号、訓練場1, 500. 86㎡、資材置場124. 00㎡。通路等511. 00㎡、東…山林、里道、西…他人畑、宅地、南…宅地、里道、北…他人畑、山林、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>この件について補足して説明します。</p> <p>譲受人は、本社を上谷口町に置く水道工事業者であり、従業員の技術向上のため、該地で水道管や下水管の接続等の訓練を行う他、資材置場として使用する計画になっております。</p> <p>番号17号、重機車両置場580. 00㎡、駐車場420. 00㎡。通路804. 00㎡、東…渡人畑、西…他人畑、南…宅地、他人畑、北…他人畑、渡人畑、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>この件について補足して説明します。</p> <p>該地に取り付け道路がありませんが、南の宅地は譲受人の敷地であり、出入りの際はその宅地を利用します。</p> <p>番号18号、宅地分譲3区画719. 60㎡、通路100. 83㎡、東・北…宅地、西…水路、南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>番号19号、宅地分譲5区画1, 044. 02㎡、通路0. 31㎡、東・北…宅地、西…別件5条申請地、南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>番号20号、通路239. 00㎡、東…別件5条申請地、西…渡人畑、南…市道、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>番号21号、住家1棟59. 00㎡、庭敷地等107. 00㎡、東・北…宅地、西・南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号22号、共同住宅1棟468. 01㎡、駐車場400. 50㎡、庭敷地等1, 048. 89㎡、東…宅地、西・南…市道、北…山林、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、10番委員お願いします。

10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号23号、宅地分譲2区画543. 42㎡、東・西・南…宅地、北…市道、境界…コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>番号24号、クヌギ31本714. 00㎡、東…市道、西・南…宅地、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号25号、住家1棟81. 98㎡、庭敷地等113. 71㎡、東・西…宅地、南…別件5条申請地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この雨水の私道側溝について、補足して説明いたします。</p> <p>次の番号26番号27の通路の側溝を利用するものです。</p> <p>番号26号、通路85. 72㎡、東・北…別件5条申請地、西…市道、南…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>番号27号、通路34. 45㎡、東・南…宅地、西・北…別件5条申請地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>番号26と番号27について補足して説明いたします。申請地は郡山支所から西に約1kmに位置する、第3種農地の土地区画整理区域内農地に該当します。この通路は、番号25の住宅用の私道になりますが、譲渡人は、令和5年8月初めから9月初めまでに側溝整備とアスファルト舗装を終えています。しかし、その際に、農地転用の許可が必要であることを知らずに、整備したため、今回、顛末書添付のうえ、5条申請を行い、追認許可を受けようとするものです。譲渡人に対しては、農地を転用する場合は、農地法の許可が必要なこと、今後はこのようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」26件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題5. 非農地認定に関する件 15ページ～16ページ 6件</p>	
議 長	<p>次に、議題5.「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、本局、2番委員お願いします。</p>
2番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：住家1棟、50年経過、住家1棟、31年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>

議 長	次に、谷山、14番委員お願いします。
14番委員	ご報告します。 番号2号、調査結果：通路として約30年経過、現況道路。 以上です。
議 長	次に、伊敷、13番委員お願いします。
13番委員	ご報告します。 番号3号、調査結果：2999、3149-5：雑木自然繁茂、約40年経過、 現況山林。3582-1：住家1棟、70年経過、現況宅地。 以上です。
議 長	次に、吉野、15番委員お願いします。
15番委員	ご報告します。 番号4号、調査結果：孟宗竹・雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。 番号5号、調査結果：コサン竹・孟宗竹・雑木自然繁茂、約20年経過、現況山 林。 以上です。
議 長	次に、松元、17番委員お願いします。
17番委員	ご報告します。 番号6号、調査結果：雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「非農地認定に関する 件」6件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。

議題 6. 農用地利用集積計画に関する件 17ページ～28ページ 20件	
議 長	<p>次に、議題 6. 「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。</p> <p>24ページから25ページ、番号14、15号につきましては、4番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、4番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>4番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(4番委員離席後)</p> <p>それでは、番号14、15号につきましては、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。</p> <p>24ページをご覧ください。</p> <p>番号14号、地目：田、面積975.00㎡、権利の種類：賃貸借権、設定期間10年、区分：新規。</p> <p>次に、25ページをご覧ください。</p> <p>番号15号、地目：田、面積39.00㎡、権利の種類：使用貸借権、設定期間10年、区分：更新。</p> <p>令和6年7月31日公告予定です。</p> <p>これらは、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 6. 「農用地利用集積計画に関する件」番号14、15号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、4番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(4番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。</p> <p>残りの18件及び先ほどの2件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>資料の17ページをご覧ください。</p> <p>「議案第6号」、令和6年7月31日公告予定の、農用地利用集積計画集計表について、只今の分も含め、ご説明申し上げます。</p> <p>右側の一番下になります。</p> <p>賃貸借権13件、24筆、19,964.00㎡。使用貸借権7件、9筆、4,944.00㎡。合計20件、33筆、24,908.00㎡です。</p> <p>議案書の18ページから28ページは、農用地利用集積計画の内容です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<p>議題7. 地域計画に係る意見書に関する件</p> <p>別冊資料2 1件</p>	
議長	<p>次に、議題7.「地域計画に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。</p> <p>それでは、農政総務課から説明をお願いします。</p>
農政総務課	<p>議題7.「地域計画に係る意見書に関する件」について説明します。</p> <p>別冊資料2の2ページをご覧ください。</p> <p>今回審議いただくのは本名後北部になります。この地域は今年の3月に策定された地域でございます。</p> <p>主な変更の内容は、本名町3642-2の担う者の変更、本名町6252-2他3筆への担う者の設定、本名町4093-1の除外です。</p> <p>3ページに変更前の地図が付いております。この変更に伴いまして、面積の変更、計画の内容について変更はありません。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、農政総務課から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「地域計画に係る意見書に関する件」1件につきましては、原案どおり決定いたします。</p>
議題8. 農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件 別冊資料3 8件	
議 長	<p>次に、議題8.「農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料3です。 それでは、農政総務課から説明をお願いします。</p>
農 政 総 務 課	<p>議題8.「農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件」について説明します。</p> <p>農政総務課の方で策定した農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、農地バンクに農用地利用集積等促進計画（案）を提出する前に、農業委員会の意見を求めるものです。</p> <p>別冊資料3の2ページをご覧ください。</p> <p>対象農地は、下福元町町の畑4筆で、貸付面積は2, 239㎡になります。</p> <p>令和6年10月1日から貸付予定の農地になります。</p> <p>設定する利用権の詳細及び借受人の農業経営の状況については、3ページから7ページに記載がございますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、農政総務課から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8.「農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件」1件につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。</p>
議題9. 鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について 別冊資料4	
議 長	<p>次に、議題9.「鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について」を審議します。別冊資料4です。 それでは、事務局より説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>別冊資料4「鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について」でございます。</p> <p>こちらは、先月の第3回総会で審議していただきましたが、多少、数字表現等に修正がございましたので、読み上げさせていただいて、こちらを意見として、9月の意見の提出の際に提出したいと思っております。</p> <p>担い手・生産者支援に関する事項</p> <p>1 認定農業者など担い手への支援の強化について</p> <p>令和5年4月の改正農業経営基盤強化促進法施行に伴い鹿児島市においては地域計画づくりに着手していただいております。私ども農業委員会もその作業の一端を担わせていただいております。地域計画の法制化は、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなる懸念に対応するため、農地集約化等の加速化が必要となっていることが背景の一つにあります。</p> <p>鹿児島市における令和5年度末時点での担い手への農地集積率は約13%にとどまっており、鹿児島県の45.5%（令和4年度末）とは大きな隔たりがあります。農地集約については、農地の大小や形状、場所、水路や接道環境など様々な要因が大きく影響するため数字の大小で単純に評価することはできませんが、私たち農業委員等が農地を貸したい人・借りたい人の仲介をする中で感じることは、借り手となる現在の担い手がすでに多くの農地を引き受けて、また高齢化も進み、追加を引き受けにくい様子を感じます。令和5年度は、農地集積率が高い宮崎市やえびの市を視察しましたが、これらの市は認定農業者などの担い手が多いことを実感しました。</p> <p>一方、令和5年度は農地法の改正により農地取得に制限を課していた下限面積（鹿児島市においては2,000㎡）が撤廃された結果、新規で農地を取得した人が4年度の約2.5倍の43人に増加しており、これらの人を将来を担う農業者へと育てていくことが重要です。</p> <p>鹿児島市においては、農業担い手育成対策事業などを展開し、担い手育成に努めておられることは承知しておりますが、農業者の高齢化や耕作放棄の更なる増加が懸念されることを鑑み、担い手育成支援の一層の拡充をお願いいたします。</p> <p>2 物価高騰等に伴う生産資材等への支援について</p> <p>農業を営むうえで、生産物の取引価格が低迷し利益を上げにくい構造に陥っていることが国内農業の大きな課題となっております。これに対し、農政の基本理念や方向性を示す食料・農業・農村基本法が令和6年の通常国会において改正され、食料価格について「持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるよう、（中略）必要な施策を講ずる」と盛り込まれたことは大きな一歩でした。しかし、これに関しては、6月21日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2024に「食料の合理的な価格の形成の制度化等食料のシステムの持続性確保のための法制度について次期通常国会への提出を目指す。」と記されたとおり、法令の更にもその先にある具体的施策はまだ俎上にさえ上がっていません。</p> <p>鹿児島市に昨年度提出した意見書と重複しますが、物価高騰等に伴う生産資材等に要する費用は農業経営を大きく圧迫しています。生産資材や燃料費は原材料の価格高騰や円安などの影響から、今後も高騰、高止まりが続くことが懸念され、担い手等の比較的規模の大きな農業者はもとより、市内農業者の大半を占める自</p>
------------	--

給的農家や意欲をもって農業に参入した新規就農者にとっても大きな障壁となります。

5年度にお願いしました「生産資材等への支援」につきましては、資材価格高騰の情勢や国の動向を注視し検討されることのご返事をいただいておりますことから、厳しい現状に是非とも注目いただき、支援をお願いいたします。

3 農業用廃プラスチック類・廃ビニール処理に対する支援の充実について
病害虫からの防除や年間を通じた安定的な栽培・収穫を続けるには、ビニールハウスや畝を覆う農業用マルチシート等は欠かすことのできない資材ですが、使用とともに経年劣化する消耗品でもあります。

ビニールハウスの張替によって生じる使用済みのハウス用ビニールや農業用マルチシートなどの農業用廃プラスチック類は、使用後に大量に発生することから、その処理費用は農業者にとりまして大きな負担となっております。

鹿児島市におかれては、これらの処理・回収に関係機関の協力による適正な処理体制を構築いただき、桜島、喜入、都市農業センターで年各1回の回収を実施していただいているところであり、その頻度や場所などに更なる充実をお願いいたします。

4 都市農業センターにおける各種情報等の発信について

都市農業センターにおかれては、生産物の高品質化や生産の安定化を図るため、野菜や花きなどの優良種苗等の試験栽培、スマート農業及び6次産業化の推進などに取り組み、都市農業の発展に尽力されていることに感謝申し上げます。

これら試験栽培等で得られた成果は、同センターで開催される研修などで情報の開示を行っていると思いますが、この貴重な情報をより広く農業者が共有できるように、インターネット配信など広報に一層の工夫をこらされ、積極的な情報の発信をお願いいたします。

遊休農地の発生防止・解消に関する事項

5 自然災害時における農業用水路の整備等の補助について

近年、異常気象により大雨が全国的に増えております。鹿児島市においても令和5年度の大雨や台風時には警戒レベル4である避難指示が市内各地に発令されており、6年度も発令されております。

自然災害の農業関係では、鹿児島市が管理している農業用水路等が破損した場合や農地が一定規模以上の大きな損壊を受けた場合には、これまでも復旧・修繕等対応いただいておりますが、個人等で管理している農業用水路については修繕に対する補助がありません。農業用水路や農道、里道はそこを利用する農業者が共同して維持管理してきましたが、高齢化等に伴い農業を廃止する人が増えたことで日常的な管理でさえ少なくなった農業者には大きな負担となっているなかで、非常に利益を出しにくい農業経営に懸命に取り組んでいる現状においては、大雨等による突然の被災は金銭面に加え心理的打撃も大きなものがあります。特に大雨の時期は秋の収穫期を控える大切な時期に重なることも多く、1日も早い復旧は農業者にとりまして切実な願いです。農道、里道については、市道を含め道路の両側から道路上を覆い、あたかもトンネルのようにになっている場所が多数見受けられ、これらは雨後などは特に路面を落ち葉等が覆い通行の支障となるば

	<p>かりでなく、事故誘発の危険も感じます。</p> <p>農業用水路や農道等は農業に欠かすことのできない重要な基盤であることを考慮いただき、被災した個人等で管理する農業用水路等の補修費用への新たな支援や農道を覆う樹木等への対策をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題9.「鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について」は、原案どおり決定いたします。</p> <p>なお、誤字、脱字、軽微な修正については、事務局で対応をお願いします。</p> <p>議題の審議は以上です。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 29ページ～33ページ 3件	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、谷山、14番委員お願いします。
14番委員	報告します。29ページです。 照会日：令和6年6月26日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内 にあり、現況非農地である。 処理状況：令和6年7月5日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、30ページです。 照会日：令和6年7月5日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域 内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和6年7月17日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、31ページです。 照会日：令和6年7月11日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内 にあり、現況非農地である。 処理状況：令和6年7月19日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、喜入、1番委員お願いします。
1番委員	報告します。32ページです。 照会日：令和6年6月26日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定 めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和6年7月5日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、松元、17番委員お願いします。
17番委員	報告します。33ページです。 照会日：令和6年7月10日、現況：非農地、調査結果：該地は都市計画区域 外にあり、現況非農地である。 処理状況：令和6年7月19日 鹿児島地方法務局へ報告済。
2. 国土利用計画法による届出土地に関する調書について 34ページ 1件	
議 長	次に、報告事項2「国土利用計画法による届出・土地に関する調書について」 それでは、谷山、事務局お願いします。

谷山支局	<p>この件につきまして、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>34ページをお開きください。</p> <p>今回の届出の面積は4,630.27㎡で、市街化区域で2,000㎡以上になるため、国土利用計画法による届出が必要になり、6月27日に提出されました。</p> <p>申請地に農地が含まれていることから、農業委員会事務局に意見を求められ、回答したものです。</p> <p>表内の左側1の「申請等に係る事項等」の欄ですが、譲受人、譲渡人、農地の所在6筆は記載のとおりであり、地目別面積は(畑)1,193.00㎡(換地面積)919.10㎡、転用目的は共同住宅です。</p> <p>次に「2 農地の区分等」ですが、申請地は、市街化区域内にある農地です。</p> <p>次に「3 他の土地利用計画との関係」の欄の「農業振興地域整備計画との関係」ですが、農業振興地域と、農用地区域には、該当しません。</p> <p>「その他の土地利用計画との関係」ですが、「届出地は市街化区域内の農地が含まれているので、転用の際は農地法第5条転用届出が必要です。」と土地利用調整課へ7月10日に回答したところです。</p> <p>以上で報告を終わります</p>
<p>3. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 35ページ～37ページ 14件</p>	
<p>4. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 38ページ～43ページ 15件</p>	
<p>5. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 44ページ～47ページ 7件</p>	
議 長	<p>次に、報告事項3「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項4「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 報告事項5「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>35ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項3 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は14件です。</p> <p>登記地目別では、田15筆、13,534.00㎡、畑26筆、14,333.46㎡、他1筆、483.00㎡、合計42筆、28,350.46㎡となっております。取得した事由別数は、相続が14件。権利の種別は、所有権が14件。農業委員会によるあっせん等は、有が2件、無が12件となっております。</p> <p>36ページから37ページは、農地法第3条の3関係の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>

事務局	<p>次に、39ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項4 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理したものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係は、届出がありませんでした。</p> <p>第5条関係では、多い順に一般住宅が12件、共同住宅、駐車場、資材置場が各1件、合計15件となっております。</p> <p>39ページから43ページは、5条関係15件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
事務局	<p>次に、44ページから47ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項5 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告についてです。</p> <p>谷山、伊敷地区で各1件、喜入地区で3件、松元地区で2件、合意解約の通知が出ております。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
<p>6. 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について 別冊資料5 161件</p>	
議長	<p>次に、報告事項6「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」別冊資料5です。</p> <p>それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項6「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」報告いたします。</p> <p>別冊資料5をご覧ください。</p> <p>先月の地区推進協議会等で計161筆の非農地判断を実施して頂いております。実施結果に基づきまして、関係部署及び備考欄の通知日に所有者へ通知書を送付しております。内容につきましては、お目通しをお願いいたします。</p>
<p>7. 農地パトロールについて 別冊資料6</p>	
<p>8. 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について 別冊資料7</p>	
議長	<p>次に、報告事項7「農地パトロールについて」別冊資料6</p> <p>報告事項8「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」別冊資料7です。</p> <p>それでは、事務局の報告をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>報告事項7「農地パトロールについて」報告いたします。</p> <p>別冊資料6をお開き下さい。</p> <p>実施期間ですが、令和6年8月19日（月）から8月29日（木）までを中心に実施します。</p> <p>調査出発時間は、午前の部は午前9時から、午後の部は午後1時30分から行います。</p> <p>このパトロールは、農地法第30条の利用状況調査と位置づけ、あわせて農地利用変更届出現地調査を行います。</p> <p>調査地域は、本庁1班 谷山4班 吉野、伊敷、吉田、桜島、喜入、松元、郡山の各地区は2班ずつの9地域19班です。</p> <p>調査員は、農業委員19名と農地利用最適化推進委員18名、事務局職員です。</p> <p>調査方法について、各班は、地区の農業委員と農地利用最適化推進委員、各1名と職員2名の4名で調査します。</p> <p>調査確認の方法は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 遊休農地の調査は、写真を撮り現況記録簿に記録。 ② 無断転用農地は、無断転用調査票に記入。 ③ 農地利用変更届出がある場合は利用状況を調査し、別紙利用変更届出調査票に記入します。 <p>パトロールの実施結果は、班ごとに取りまとめて、無断転用農地、遊休農地について所有者等対して今後の活用について意向確認等を行います。</p> <p>次回の農地パトロールは9月に実施予定です。</p> <p>農地パトロールの日程とコース等については、1ページから3ページまでに記載してありますので、お目通しをお願いします。</p> <p>暑い時期でございますので、熱中症、交通事故のないように実施していただきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>事務局</p>	<p>次に、「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」ご説明申し上げます。</p> <p>この件につきましては、本日は変更がありました所をご説明いたします。</p> <p>別冊資料7の5ページをご覧ください。</p> <p>推進委員等の点検・評価結果ですが、目標に対して期待を上回る結果が得られた12名 目標に対して期待どおりの結果が得られた21名に修正しております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>（議事終了：午前11時）</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>

事務局	<p>・令和6年度第5回総会（月例）開催日時は、 8月28日（水）午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p> <p>11月の総会日程ですが、年間スケジュールの方で11月28日（木）開催とご案内させていただいておりますが、11月27日（水）に変更にさせていただきますので、よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉会（午前11時05分）</p>